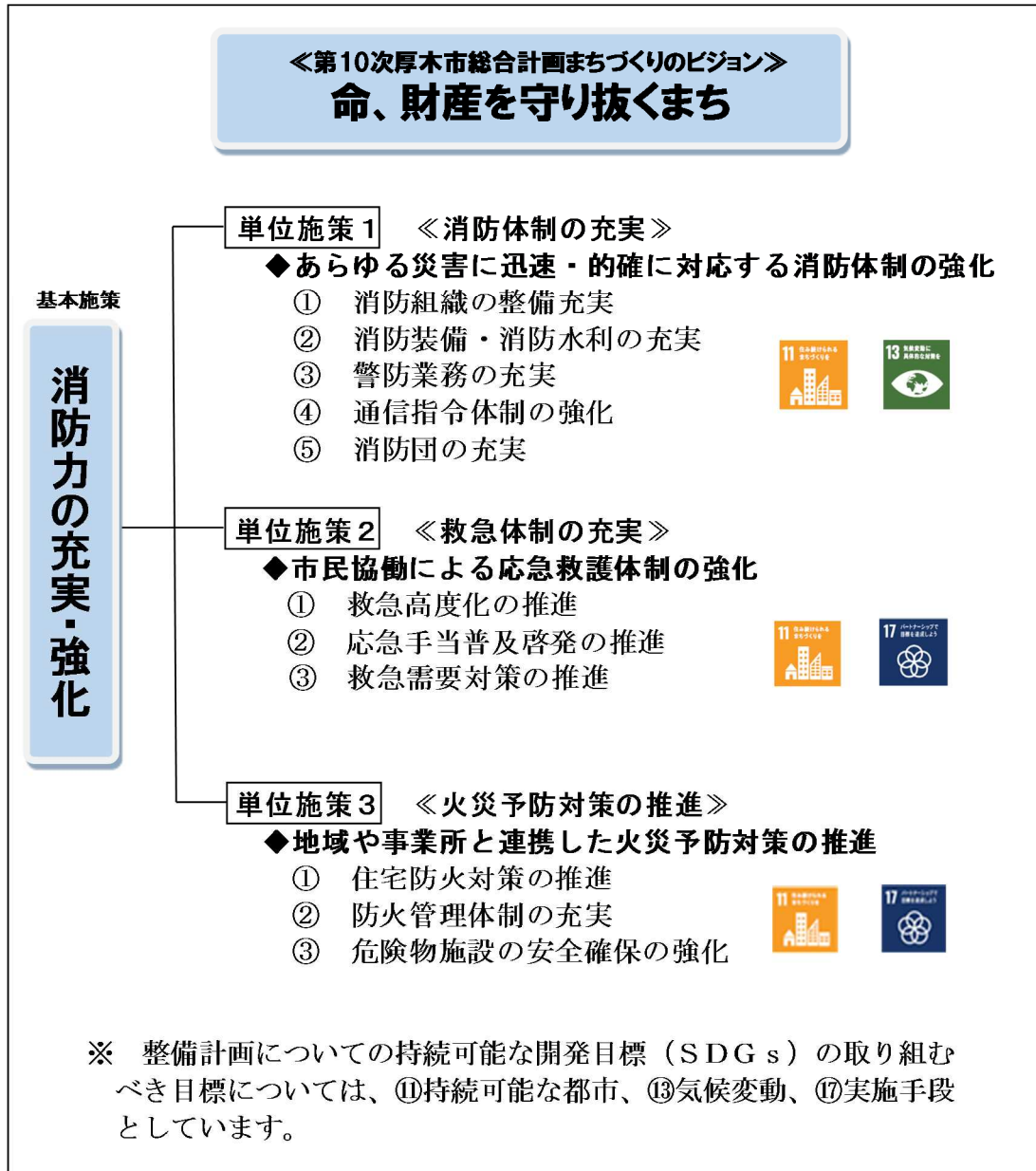


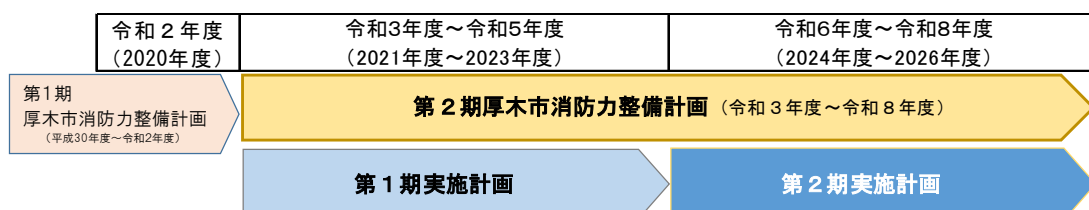
3 計画の目標

- 消防の責務を十分に果たし、各種災害等から市民生活の安心・安全を確保するため、「命、財産を守り抜くまち」を目標とし、三つの単位施策に基づいて消防力の充実・強化を図ります。



4 計画期間

- 令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。
- 計画に基づく実施計画は、令和6（2024）年度に見直しを行います。



5 第1期計画の取組成果等

第1期計画では、消防署所の整備・配置、消防部隊、消防車両等の配置及び機能強化、消防団機能の充実、高度救急体制の整備、火災予防体制の充実や消防通信の高度化など、消防力を強化するための取り組みを推進してきました。

(1) 消防力の充実・強化

項目		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 消防庁舎の整備	相川分署	基本設計 実施設計 地盤調査	用地測量 用地取得等	杭工事 建設工事	基本設計 実施設計 地盤調査	建設工事完成	杭工事 建設工事
	南毛利分署	用地測量 用地取得等	用地測量 用地取得等	基本設計 実施設計 地盤調査	基本設計 実施設計 地盤調査	杭工事 建設工事	杭工事 建設工事
	睦合分署 消防訓練場	—	—	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討
② 消防車両整備台数 (累計)		6台	7台	13台	14台	21台	20台
③ 耐震性防火水槽 整備数 (累計)		—	—	1基	1基	2基	2基
④ 消防団員充足率		98%	94.1%	100%	93.6%	100%	91.5%
⑤ 大規模災害 サポート隊員数		76人	67人	76人	65人	76人	72人

・令和2(2020)年度の実績については、10月末の数値

(2) 救急体制の充実

項目	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 救急隊の救急救命士配置人数(累計)	43人	40人	46人	43人	49人	44人
② 市民による心肺蘇生の実施率	65.5%	65.9%	66.0%	61.2%	66.5%	67.3%
③ 普通救命講習会受講者数(累計)	2,500人 (25,000人)	2,371人 (25,235人)	2,500人 (27,500人)	2,405人 (27,640人)	2,500人 (30,000人)	230人 (27,870人)
④ 市民救命サポート隊設置地区(累計)	2地区	3地区	3地区	3地区	4地区	3地区

・令和2(2020)年度実績については、10月末の数値

(3) 防火対策の推進

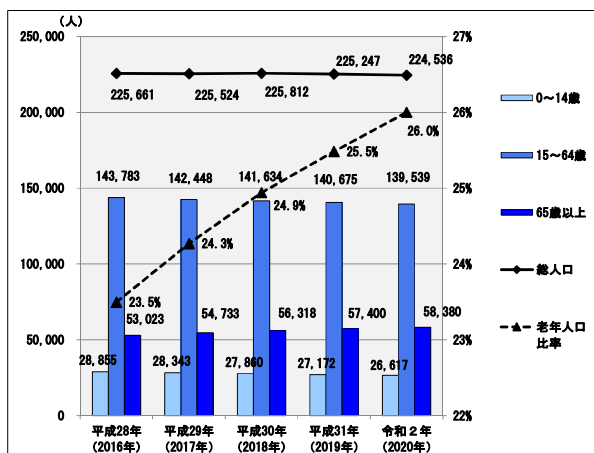
項目	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 出火率	2.3件	2.6件	2.3件	2.4件	2.3件	1.1件
② 住宅用火災警報器の設置率	93.0%	87.0%	96.0%	87.0%	100%	89.0%

・令和2(2020)年度の実績については、10月末の数値

第2章 管内の状況

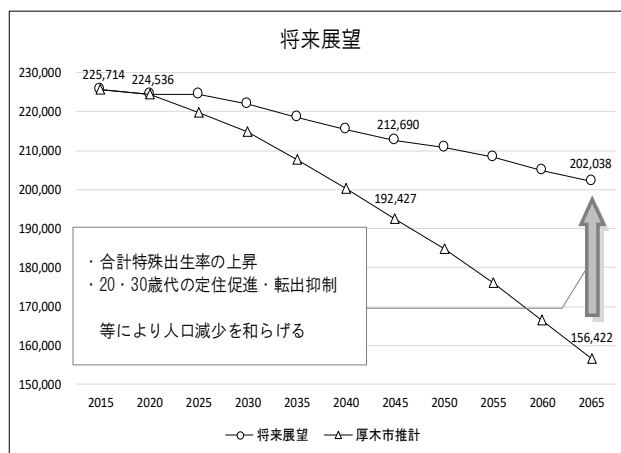
1 人口の推移

○ 厚木市の総人口及び年齢層別人口の推移



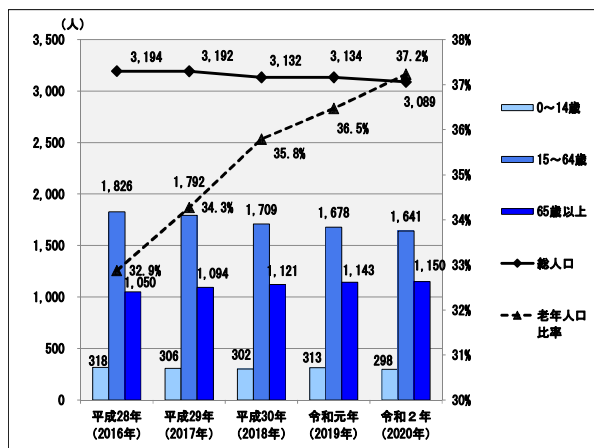
- ・本市の総人口は、近年では横ばいとなっています。
- ・年少人口及び生産年齢人口は、減少傾向にあり、老年人口は増加しています。

○ 厚木市推計と将来展望



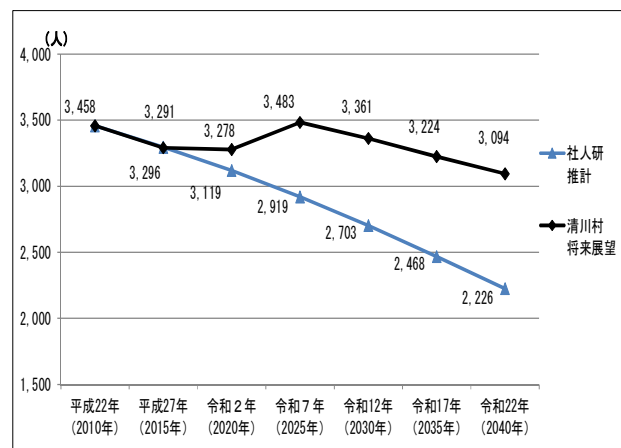
- ・厚木市人口ビジョンにおいて、令和27(2045)年では212,690人、令和47(2065)年では202,038人をそれぞれの年次の目標としています。

○ 清川村の総人口及び年齢層別人口の推移



- ・清川村の人口は、令和2(2020)年は3,089人となっています。
- ・老年人口は、増加を続けています。

○ 清川村の人口の将来展望



- ・清川村人口ビジョンでは、社人研※推計と比較して、令和22(2040)年で868人の増加を見込んでいます。

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所の略称。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関

2 厚木市の消防力

※ 令和2年4月1日現在

- 組織体制 1本部・2消防署・7分署
- 消防職員数 253人（神奈川県消防学校派遣の初任教育生等を除く。）
- 消防車両数

消防ポンプ自動車	10台	救助工作車	2台
高規格救急自動車	10台	はしご車	2台
水槽付消防ポンプ自動車	2台	化学消防ポンプ自動車	2台

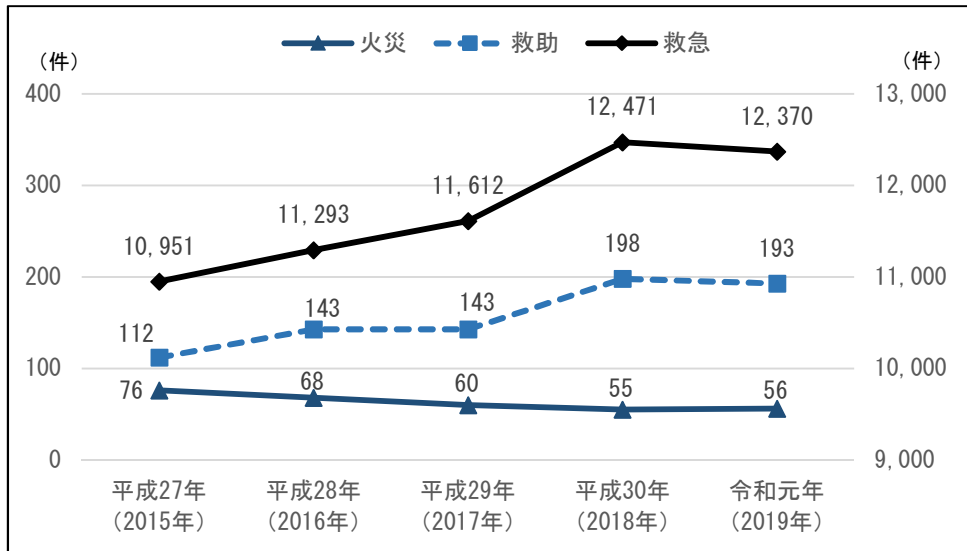
- 消防団 1団・8個分団・52個部 団員524人（条例定数579人）

3 災害発生件数の推移

- 火災件数は、平成27（2015）年に76件発生し、その後、減少傾向にあります。
- 救急件数は、増加傾向にあり12,000件を超えています。
- 救助件数は、平成30年に過去最多となっており、増加傾向にあります。

【平成27年から令和元年までの災害発生件数の推移】

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
火災	76	68	60	55	56
救急	10,951	11,293	11,612	12,471	12,370
救助	112	143	143	198	193





単位施策 1

あらゆる災害に迅速・的確に対応する消防体制の強化 《消防体制の充実》

現状と課題

近年の事故や災害は、複雑・多様化、大規模化しており、また、都心南部直下地震や台風などの豪雨災害の発生も危惧される中、消防・防災の拠点施設である消防庁舎を始め、消防車両や資機材を整備するほか、専門的で高度な知識・技術を有する職員の人材育成や消防団組織の充実強化に取り組む必要があります。

施策の方向 1

消防組織の整備充実

1 消防庁舎の整備

- 地域の消防・防災拠点である相川分署及び南毛利分署を移転整備し、消防体制を強化します。(令和3(2021)年度)
- 消防本部(厚木消防署本署)庁舎(築48年)の建て替えを検討します。
- 睦合分署と併設する消防訓練場を再整備します。



相川分署完成予想図



南毛利分署完成予想図

2 組織体制の強化

- 消防本部機能と市役所庁舎との一体整備に伴い、消防組織体制の見直しを検討します。
- 都市基盤の整備等を捉えて、消防・救急体制の見直しを検討します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、勤務体制の見直しを検討します。



3 職員の人材育成

- 各種資格取得研修や消防教育機関等へ派遣し、高度で専門的な知識・技術を持つ職員の人材育成に努めます。



施策の方向 2

消防装備・消防水利の充実

消防車両・消防資機材・消防水利の整備

- 機能性に優れた最新鋭の消防車両や消防資機材を整備します。
- 大規模地震の発生に備え、耐震性防火水槽を計画的に整備します。



施策の方向 3

警防業務の充実

大規模災害への対応

- 大規模地震や台風などに備え、より実践的な訓練を実施し、即応体制を強化します。
- 応援・受援計画を見直し、消防広域応援体制を確保します。
- 消防団を始め、他都市消防本部や警察などの関係機関との広域的な訓練を実施し、連携強化を図ります。



施策の方向 4

通信指令体制の強化

- 緊急度判定や口頭指導を迅速・的確に行うため、救急に係る教育体制を強化します。
- 市役所庁舎と消防本部機能の一体整備に伴い、指令業務の専従化や近隣消防本部との共同運用を検討します。



施策の方向 5

消防団の充実

- 消防団協力事業制度や学生消防団活動認証制度を活用するとともに、広報媒体や各種イベントなどの様々な機会を捉え、加入促進に努めます。
- 施設や車両、装備品の更新整備による活動環境の充実に努めます。



単位施策 2

市民協働による応急救護体制の強化 ≪救急体制の充実≫

現状と課題

超高齢社会の進展や社会構造等の変化により、今後も増加傾向にある救急需要への対応が求められていることから、応急手当の普及啓発を推進するとともに、医療機関と連携して適切な救急医療サービスが提供できるよう、救急体制を強化する必要があります。

施策の方向 1

救急高度化の推進

- 高度救命処置が実施できる認定救急救命士の計画的な養成を図ります。
- 医療機関と連携した救急体制の強化を図ります。
- 指導救命士を計画的に育成し、救急教育体制の充実を図ります。



施策の方向 2

応急手当普及啓発の推進

- 市民ニーズ等に応じた救命講習会を実施し、市民救命力の向上に努めます。
- 応急手当普及員を養成し、更なる応急手当普及啓発を推進します。
- 市民向け応急手当WEB講習等による効果的な普及啓発に取り組みます。



施策の方向 3

救急需要対策の推進

- 救急車の適正利用及びケガや事故を未然に防止する予防救急の普及啓発を推進します。

単位施策 3

地域や事業所と連携した火災予防対策の推進 ≪火災予防対策の推進≫

現状と課題

火災件数は、減少傾向にあるものの、火災は様々な要因や不注意により発生することから、市民の防火意識をさらに啓発し、住宅防火対策を推進するとともに、立入検査体制を強化し、事業所における防火管理体制の充実を図る必要があります。

施策の方向 1 住宅防火対策の推進

- 若い世代への防火思想の普及啓発や家庭における出火防止対策を推進します。
- 住宅用火災警報器の設置や維持管理の重要性について広く周知し、地域ぐるみで住宅防火対策を推進します。



施策の方向 2 防火管理体制の充実

- 専門的知識を有する職員を養成し、違反對象物の是正指導を強化します。
- 防火管理体制の強化を図るため、事業所の使用実態に応じた消防訓練を指導します。



施策の方向 3 危険物施設の安全確保の強化

- 計画的な立入検査を実施し、自主保安体制の強化を促進します。

